

10月1日より

【フラット35】Sの利用要件が 変更になります！

令和3年10月1日より、フラット35Sを利用される場合、申請対象の住宅が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に含まれていないことが条件となります。

※土砂災害特別警戒区域に含まれているかどうかは、兵庫県のハザードマップ (<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp>) で確認をお願いします。

土砂災害特別警戒区域に含まれていないことを確認し、
申請書第2面の確認事項の欄にチェック下さい

申請書第2面

チェック!

土砂災害特別警戒区域に関する確認事項

■ 申請住宅が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に含まれないことを確認

注) 申請住宅が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に含まれる場合、フラット35Sを利用することができないのでご注意ください。

※10/1以降に申請するものについては新書式をご利用ください！